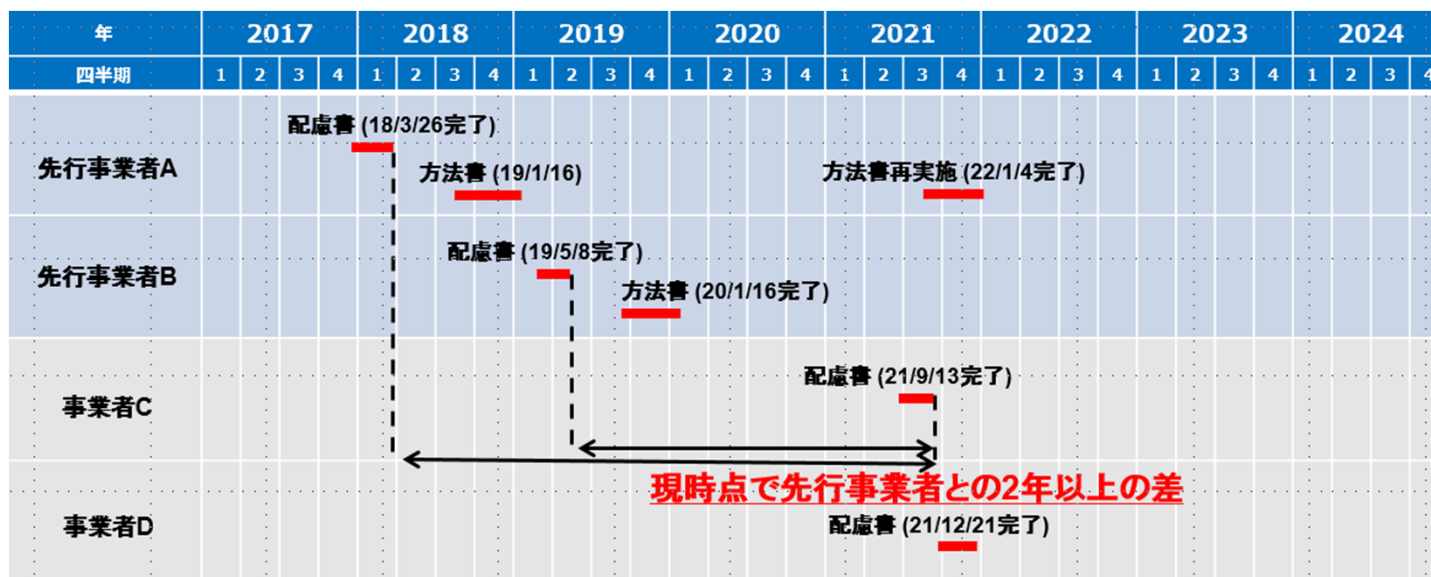


- 『公平性』・『公正性』・『透明性』が担保された形で予見性を高める制度が必要。
- 韓国・台湾等のアジア各国含め洋上風力産業がグローバルに急成長する状況下、事業者・サプライチェーンの誘致合戦という国際間競争が展開されていることを忘れてはならない。
- 我が国として競争分野と非競争分野を明確化し、フェアで健全な競争が行われる様、予見性の高い制度設計・市場設計が非常に重要。

# 1. 「事業計画の迅速性」について

## 「事業計画の迅速性(20点満点)」に対する意見

- 早期運開の実現は複合的な要素によって決定。WF認証/環境アセス/港湾利用/系統接続等、**事業者がコントロールできない外的要因**も大きく影響。
- 特に、**早期運転開始に向けてクティカルパスとなる「WF認証」及び「環境アセス」につき、地盤調査や環境実地調査を早く始めた者勝ち**（下図秋田県八峰能代案件環境アセス進捗参照）。即ち、**先行事業者有利が自明、応札前から評点5～20点の加点（供給価格が\*約0.5～2.4円/Kwh高くても受注可能、再エネ賦課金国民負担260～1250億円増加\*1R由利本荘のtariff/発電量に基づき試算した場合）が想定され、不公平な入札制度となる恐れ有。**
- セントラル方式導入の動きと逆行、WF認証の為の地盤調査や環境アセスの為、**不特定多数の事業者が地元・地域に乱れ入りする恐れ、また「環境アセス」は評価しないという従来の政府見解と齟齬を生む恐れ有。**



# 1. 「事業計画の迅速性」について

## ご提案

- 2030年度中5.7GW達成への貢献が絶対条件、達成可否による20点 or 0点とする（運転開始時期の遅延時には追加的なペナルティを科す）
- 加えて、事業者への早期運転開始に向けて“定量的”なインセンティブとして、「**完工前試運転電気**」の売電を許可する。当該売電収入を**事業性向上乃至供給価格の低減**に活用するか否かは事業者判断。

## (根拠・事由)

- 第6次エネルギー基本計画では洋上風力により2030年度迄に5.7GWの電力供給を想定
- 一方、足元の応札環境（運転開始時期に影響のある「環境アセス」や「WF認証に必要な地盤調査」等の進捗が事業者によって大きく異なる状況。また「環境アセス」の進捗(内容)は評価せずとしていた今までの政府見解と齟齬を生む恐れ等）や占用期間30年間限定という事業環境（即ち、事業者にはそもそも早期運転開始のインセンティブがある）を踏まえる必要あり。
- 2030年度5.7GW達成への貢献可否を評価の軸としつつ、より公平性、公正性、透明性を担保した形で、事業者に対して更に早期運転開始の努力を動機づける為、1Rでは想定されていなかった「完工前試運転電気」の売電を許可するもの。

## 代替案

「運転開始日」=「迅速性」だけでなく「**スケジュールの妥当性**」も含め当該20点枠内で評価すれば、迅速性を評価する制度の問題点が多少緩和されるのではないかと？

<事業計画の迅速性（20点）の内訳 >

【5点】 運転開始時期

【7.5点】 スケジュールの妥当性（5月23日のWG“資料①” page13のミドルランナー①より）

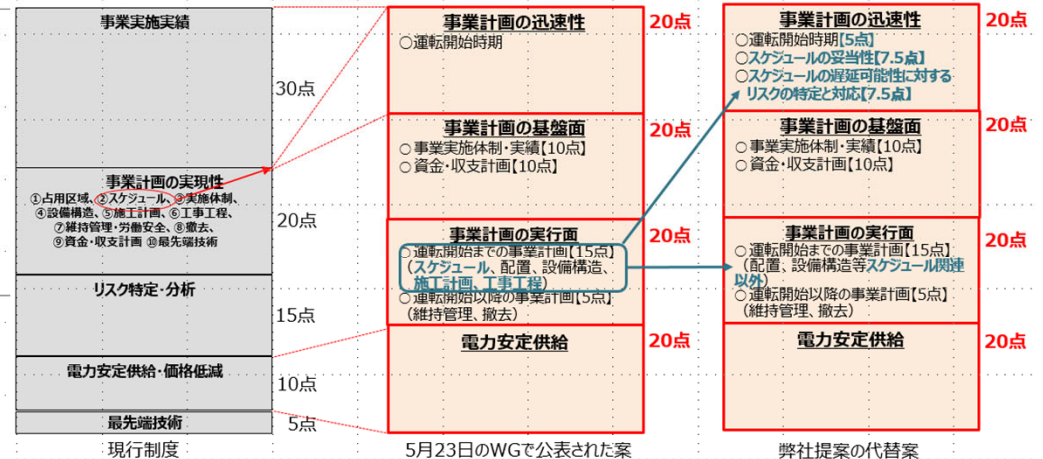
【7.5点】 スケジュールの遅延可能性に対するリスクの特定と対応（同トップランナー①より（ミドルとの差分））

※「事業計画の実行面（20点）」から、スケジュール関連は「事業計画の迅速性」に寄せたことにより、「事業計画の実行面」は、スケジュール関連以外を評価

## (根拠・事由)

- WG委員からの指摘もあつたように、迅速性だけで20点とするのは過去議論からの転換が大きく、特定の事業者のみを優遇する制度となる。また、各事業者による重複する先行開発を誘発し、**地域の混乱、日本版セントラル方式との逆行**を齎す。
- 早期運開の実現可能性、即ち**事業計画の実現可能性**という観点において**迅速性とスケジュールの妥当性は不可分であり、当該20点枠内で評価すべき**。
- 尚、事業計画の実現性の観点からの足切り（案α、β）も提示されているが、**スケジュール遅延の可能性に対するリスクの特定が不十分でも迅速性は評価される仕組み**となっている。

## 代替案のイメージ



## 2. 「価格点算出方法案」について

### 供給価格点の「最高評価点価格」の導入に対する意見

- 「最高評価点価格」の設定は不要。

#### (根拠・事由)

- 将来の市場価格を確実に見通すことは困難である（※）為、設定される**最高評価点価格の妥当性検証が不可**。将来的に見れば価格差が生じた可能性が否定できない。

（※）2022年5月23日付WG資料添付資料1. p.22 4.「仮に、A事業者とB事業者の2者が提案する異なる基準価格について、いずれも常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなる」とあるが、運開後20年間にわたり「いずれも常に市場価格以下」かどうかは最高評価点価格の時点で見通せない。

- 今回議論対象外の「供給価格点」について大きな変更をすること自体が、過去議論の流れと整合しない。

## 3. 「複数区域同時公募時の落札制限案」について

### 落札制限に対する意見

- 洋上風力産業が黎明期にある日本で喫緊で求められるのは、安定した制度の下で、多数のサプライヤー（事業者ではなく）に**規模感且つ持続性のある市場参入機会**を提供する事。
- 各企業・事業者ごとに事業開発・運営を行うためのリソースには限界があり、（競争を歪める可能性のある）制度的な落札制限は導入せず、各企業・事業者ごとの自律的な応札可否判断にゆだねるべき。
- 「事業計画の迅速性」案と「落札制限」案は\*相反する恐れあり。どの案件がいつ応札となるか予見できない状況下、事業者・サプライヤーは応札方針を立てることが困難。

\* 現在の「事業計画の迅速性」案で評価する場合、事業者は環境アセスやWF認証の為の地盤調査などの早期実施（＝初期投下資本の増加）が必要となる一方で、現在の落札制限案を導入した場合、促進区域指定のタイミングにならない限り、各海域での事業者としての応札方針（座組、注力対象案件の選定、サプライヤーとの協議等）が固められない状況（それ以前にコンソーシアム等の座組を決定し開発費用を負担しても応札できないリスク有）。落札制限を実施する場合は、日本版セントラル方式を導入し事業者に対する地盤調査や環境アセス等の応札前の負荷が軽減されている事、及び各海域の促進区域指定及び公募発照時期の予見性が早期から高まっていることが必要。